

令和8年度 三良坂中学校生徒指導規程【細則】

1 登校・欠席・遅刻について

- (1) 登校の時刻は、8時20分までに教室に着席し、時間を厳守する。
- (2) 欠席の場合は、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合は、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。
 - HR終了後に登校した場合（通院等も含む）、必ず職員室に登校したことを告げる。
 - 連絡がない場合、家庭へ電話連絡します。それでも、連絡がつかない場合は勤務先緊急連絡先へ連絡をします。
 - 生徒の居場所が確認できない場合、家庭まで出向く場合もあります。
 - 通院以外で遅刻が続く場合、反省文指導及び保護者を交えて対応を考えます。

2 通学について

- (1) 決められた通学路を通る。
- (2) 歩道がある箇所は歩道を通る。歩道のない箇所は道路右側の路側帯からはみ出さないように、周囲の人・車等に迷惑のかからないよう、安全に気をつけて登下校する。
- (3) 自転車通学の範囲
 - 大字三良坂以外の地域全部
 - 大字三良坂内では、小川・新開・黒田・和知
- (4) 自転車通学生は毎年「自転車通学届」（所定の用紙配布）を提出し、これに記載してある事項を必ず守る。
- (5) 登下校中の飲食などはしない。
- (6) できるだけ生徒自身で通学すること。やむをえず車で送迎してもらう場合は、テニスコート横の駐車場を乗降場所とする。

3 頭髪について

- 家庭で寝ぐせ等を元に戻すため、水タイプの整髪料を使用してもよい。
ただし、香り付きのものは使用しない。

4 制服について

- ◎夏服A【上】白のカッターシャツ、白の無地のポロシャツ
 - ※いずれも袖は長短どちらでもよい。
 - 【下】黒の標準型学生服のズボン
 - 冬服A【上・下】黒の標準型学生服の上下
 - ◎夏服B【上】白のカッターシャツ、無地のポロシャツ（ワンポイントなし）
 - ※いずれも袖は長短どちらでもよい。
 - ※必要に応じてベスト（本校指定のもの）を着用してもよい。
 - 【下】プリーツスカートもしくはスラックス（本校規定のもの）
 - 冬服B【上・下】本校規定服の上下、リボン〔三良坂衣料組合で購入できます。〕
- 原則登下校では、制服を着用し、校内では体育以外は制服で授業を受ける。
- 夏服・冬服の移行期間は設定しない。夏服・冬服どちらかを正しく着用する。
- ただし、行事等で統一する場合もある。

○制服の下には、白のカッターシャツ等を着る。

カッターシャツ等の下には、必ず、衛生面などを考えて、肌着を着用する。色は単色無地とし、シャツの上に目立たないような色を着用する。柄物は禁止する。

ただし、メーカーなどのワンポイントは小さいものであれば許可する。

○通学時に冬服の上に華美でない防寒着（部活動でのウインドブレーカー、もしくは黒または紺、単色・無地）、マフラー・手袋（黒または紺）の着用を認める。また、厳寒時に制服の下にベスト、セーター、カーディガンを着る場合は、黒または紺で、単色・無地とし、制服の腰部、袖口から出ないように着用する。防寒着、マフラー、手袋の室内での着用は原則認めない。

（ただし気象状況等によっては着用を許可する場合がある。）

○名札は常に左胸につける。校内で上着を脱いで生活する場合は、シャツ、または、ベスト、セーター、カーディガンに名札を付け替える。

5 ソックスについて

◎ 白色・黒色・紺色の単色・無地ソックス

（ただし、厳冬期のみベージュのストッキング、タイツは着用できます）

※スニーカーソックスは不可とし、くるぶし上部から3cm以上のものとする。

6 通学靴について

本校規定のもの（青色のライン入り）

ただし、雨天や雪の場合、雨・雪用長靴を履いてきてよい。

7 上履きについて

校舎内は本校指定の上履きを着用する。

また、体育館・講堂は本校指定の体育館シューズを着用する。

※校舎と体育館と区別すること。

（学年別で青色・緑色・赤色のライン入り）[三良坂履物組合で購入できます。]

8 通学かばんについて

（1）本校指定の通学用カバンとする。

（2）**華美な**キーホルダーの装着は禁止する。

（**鞆間違いを防ぐために目印として一つ程度装着することは可とする**）

9 名札について

学校指定の名札を上着左胸につける。忘れた場合は、朝、担任にその旨を伝え、対応・指導する。

10 体操服について

本校規定のもの（長短どちらのものも）

※ 三良坂衣料組合で購入できます。体操服には名前を記名する。

※ 違反に対しては、本校規定のものに着替えさせます。

1 1 持ち物について

(1) 制汗剤等について

- ①制汗剤等は必要であれば無香料のものが使用できる。
- ②制汗剤等とは、制汗剤またはこれに準ずる布等を含む。香り付きのものは持ち込み・使用禁止とする。

(2) 携帯電話・スマートホン等、情報通信機器について

- ①携帯電話・スマートホン等、情報通信機器の学校への持ち込みは禁止する。
- ②携帯電話・スマートホン等、情報通信機器でのトラブル等は、保護者の責任とする。

(3) 時計について

バスの便等確認などに時計の持参がどうしても必要な場合は、その旨を担任に話し、朝のHR前に担任に預け、下校時に取りに来ることを可能とする。

※違反した場合、学校で預かり保護者に受け取りに来校してもらう。

(4) 学習用タブレット端末について

- ①三次市から貸与される本校指定のものを使用する。使用規定は別途設定する。
- ② ①以外のタブレット端末等の学校への持ち込みは禁止する。

1 2 祭りへの参加について

祭りへの参加はなるべく保護者同伴とし、金銭・物品の貸し借り・貸与等はしない。

1 3 公共物をこわした場合

破損届を書き、保護者に連絡する。また、事情を聞き指導した後、原則弁償とする。

1 4 触法行為が起こった場合

○保護者に来校してもらい、原則として関係機関（警察等）と連携する。

（連携することが義務づけられています。）

○必要に応じて反省文を書き、特別な指導を行う。

1 5 指導を聞き入れない場合

○原則保護者に来校してもらい、保護者を交えて指導する。

○必要に応じて反省文を書き、特別な指導をする。

1 6 部活動における取り決め事項

(1) 所属について

部活動は全生徒が必ず所属するものとする。

(2) 入部について

- ①2，3年生は毎年4月に入部届を提出する。
- ②1年生は、仮入部の期間を設け、正式入部の時期は別途指定する。

(3) 転部について

- ①原則として、1年間は入部届を提出した部活動で活動する。
- ②事情がある場合は、本人の思いをよく聞き、校長判断で転部を認める。

(4) 部活動の服装

本校指定の体操服または部で決定した練習着とする。

ただし、土曜日・日曜日（またはGW・長期休業中）の活動に関しては、部で決定した服装で登校し、活動しても良い。

(5) 部活動時間（通年）について

○HR終了後から16時45分までとし、下校時間を必ず守る。

（完全下校17時00分）

(6) 部活動延長

運動部は中体連主催の試合、文化部は行事やコンクールに限り、試合や行事等の1週間前から部活動を延長することができる。

○最長17時00分まで（完全下校17時15分）

(7) 休養日

○週1回原則として毎週木曜日は部活動休養日とする。

※変更する場合がある。

(8) 部活動停止

○定期試験の1週間前から部活停止とする。ただし、(5)に係るものについては、通常の部活動の時間内での活動を認める。

○下校時間やその他学校の規定等を守れない場合は、部活動を停止することがある。

(9) 土日祝日の部活動時間

○午前の活動は9時から13時までとし、午後の活動は13時から16時までを基本とする。

○長期休業中の活動日時については、別途提示する。

(10) 部活動の飲料水について

○部活動の飲料水は、水、お茶または部活顧問の指示に従い、夏休みに限り、スポーツドリンクも可能とする。

○通常の授業日においては、従来どおりお水・茶とする。生徒はスポーツドリンクを持参できない。ただし、部活動顧問が健康上必要と認めた場合は、スポーツドリンクを用意し飲料水とすることができる。

17 その他（感染症等の対策）

(1) 感染症対策として臨時措置をとる場合がある。

(例)※ マスクの着用

※ 更衣場所等の指定や変更